

これは2025年1月29日に実施した令和7年度人権啓発普及事業「インターネットと人権」の資料です。本資料を通してインターネット上で起こる「誹謗中傷」や「いじめ」「業務妨害」等の人権侵害の現状や対処法、子どもがSNSを使うにあたって注意すべきことについて考える機会になれば幸いです。

---

# インターネットと人権

## ～子どもがSNSを利用するにあたって注意すべきこと～

---

弁護士 岡田 健一



# インターネットとは何か

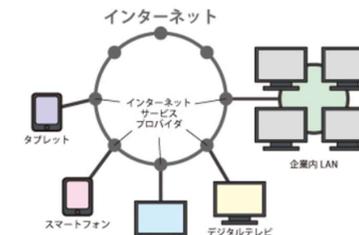
TCP/IPを通信プロトコルとして、世界中のコンピュータなどの情報機器を接続するネットワーク



# インターネットとは何か

家庭や会社、学校などの単位ごとに作られた1つ1つのネットワークが、さらに外のネットワークともつながるようにした仕組み

各家庭や会社、学校などのネットワークは、インターネットサービスプロバイダを介して世界中の情報機器と接続できる



(引用) 総務省 サイバーセキュリティサイト  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/cybersecurity/kokumin/basic/basic\\_service\\_02.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/basic/basic_service_02.html)

# インターネットの普及

## 1985年(昭和60年)頃

### パソコン通信

電話通信回線を通じて、パーソナルコンピュータとホストコンピュータを接続して、情報の交換を行うサービス

## 1990年代

### インターネット完全商用化の実現

### パソコン通信からインターネットへの移行

1995年のWindows95の爆発的普及により、パソコンを利用したインターネットの利用が大きく広がった

# インターネットの普及

## 1999年~2000年(平成11~12年)

### ADSLサービスの開始・ブロードバンド化

それまで必要ときにインターネットプロバイダの提供するアクセスポイントへ電話を架けてインターネットに接続していたものが、**家庭や中小企業でもインターネット専用回線による常時接続が当たり前の時代**に

通信速度の向上により、より多くの写真、動画などのコンテンツの配信が容易に

## 1999年(平成11年)

### NTTドコモ「iモード」発表・サービス開始

**携帯電話**を利用してインターネットサービスの利用ができるように

## インターネットの普及

2000年（平成12年）

通称:IT基本法

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 成立

「情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。」(第1条)

5

## インターネットの普及

2000年（平成12年）

新語・流行語大賞 年間大賞 「IT革命」

情報技術（Information Technology）分野での革命が、経済の新たな成長を担うとともに、国家・社会・企業等の組織を変えていく現象。コンピュータの高性能化、低価格化と通信の大容量化、高速化を二つの柱とするIT革命はインターネット利用を急速に普及させ、電子商取引の比重を大きく高め、企業間および企業-消費者間の直接取引を増やしている。一方、IT革命の波に乗る者とこれに乗り遅れる者の情報格差（デジタル・デバイド）が問題となっている。IT革命のもたらす光と影については九州・沖縄サミットでも注目された。

6

## インターネットの普及

2007年（平成19年）

Apple社 iPhone 発表・発売

Google社 Android 発表

スマートフォンの普及により、インターネットの利用が日常生活に浸透し、もはや存在するのが当たり前の状態に。

2019年（令和元年）～

GIGAスクール構想

文部科学省は、全国の小中学校において、児童生徒1人あたり1台のPC、タブレット等の情報端末を貸与し、情報端末やインターネットを通じた学習環境を整備するとした。

7

## インターネットの普及

2022年（令和4年）

Open AI・Chat GPT リリース

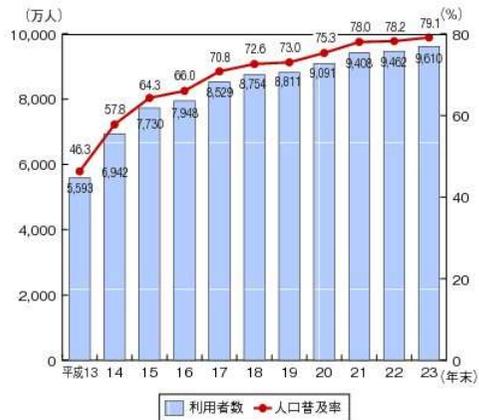
2023年（令和5年）

Google社 Gemini リリース

生成AIがクラウドベースで利用できるようになり、企業のみならず一般消費者が文章、画像、動画の作成、加工、編集等のために生成AIを利用できるように。

8

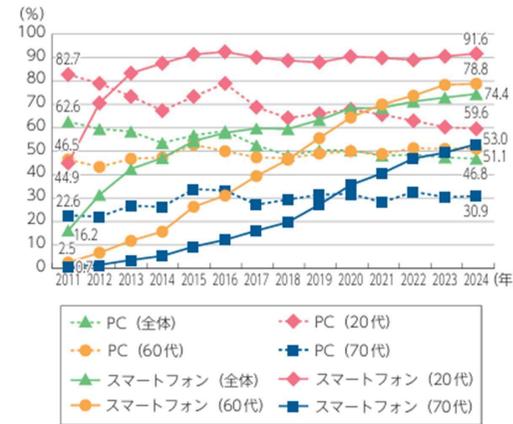
# インターネット普及と高度情報社会へ



平成23年(2011年)には、日本の人口に占めるインターネット利用率は79.1%に到達

(出典) 総務省 総務省 平成24年版 情報通信白書  
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h24/index.html>

# インターネット普及と高度情報社会へ

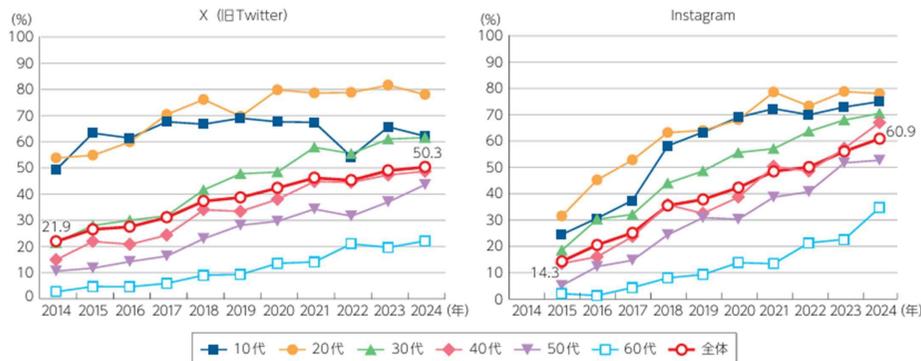


全年齢帯で、スマートフォンの利用が普及し、手元でインターネットにアクセスできる状況に

(出典) 総務省 令和7年版 情報通信白書  
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/>

※ 2016年以前は「自宅のパソコン」

# SNS利用率の推移



(出典) 総務省 令和7年版 情報通信白書  
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/>

# インターネットを介した権利侵害

- インターネットを通じた情報発信による他人の権利の侵害
- ソーシャルメディア等による自分の権利の侵害

## インターネットを介した権利侵害



13

## インターネットによる情報発信の特徴

### 発信容易性

インターネットに接続された電子機器があれば、誰でも、容易に情報の発信が可能である。

### 拡散容易性

インターネット上に発信された情報は、複製、転載が容易であり、同情報に関心を持つ者が多ければ多いほど、瞬く間に同情報は拡散する。

### 削除の困難性

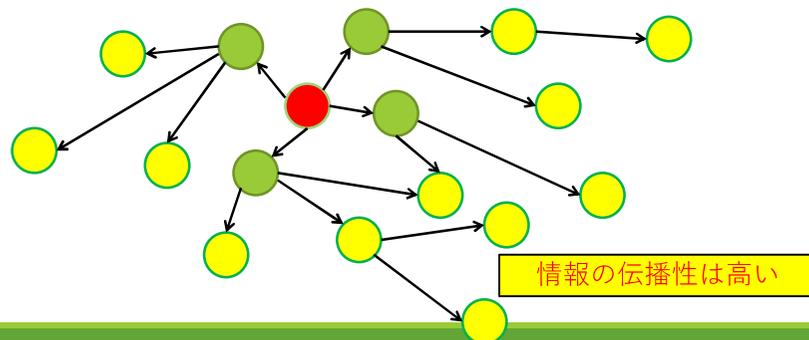
一度、インターネット上の流通に乗った情報は、発信者や被害者が、その情報の削除をしようとしても、それは容易ではない。

**匿名性?** 本当の意味での匿名性はない。

14

## インターネット投稿の非閉鎖性

インターネットへの投稿は、全世界への情報発信行為  
たとえ、「カギ付きアカウント」で「身内にだけ」のつもりでも…



15

## 権利侵害の発生場面の具体例

### (事例1)

飲食店でホールスタッフとしてアルバイトをしているAさんは、自分が大好きな歌手のYさんが、女性と一緒に自分が勤める店に来店したことを、SNSに投稿してしまった。

16

## 何が問題なのか

### (事例1)

飲食店でホールスタッフとしてアルバイトをしているAさんは、自分が好きな歌手のYさんが、女性と一緒に自分が勤める店に来店したことを、SNSに投稿してしまった。

Yさんのプライバシー権の侵害

勤務する店舗との労働契約違反（対外的信用の毀損）

17

## プライバシーの権利

私生活をみだりに公表されないという法的保障ないし権利

プライバシーの侵害に対して法的な救済が与えられるためには、公開された内容が、

- (1) 私生活上の事実、または私生活上の事実らしく受けとられるおそれのある事柄であること。
- (2) 一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められる事柄であること。
- (3) 一般の人々に未だ知られていないこと

を必要とし、このような公開によって当該私人が実際に不快・不安の念を覚えたことを必要とするが、公開されたところが当該私人の名誉・信用という他の法益を侵害するものであることを要しない  
(東京地裁昭和39年9月28日判決・判時385号12頁〔「宴のあと」事件〕)

18

## 著名人とプライバシーの権利

著名人であっても、著名性や著名人の行動は、プライバシー権の放棄や公表についての同意があったか否かの認定にあたっての判断材料の一つに過ぎない。

(東京地裁平成5年9月22日判タ843号234頁)

著名人の行為は公共性を有し、公表が正当化されるかについて、公表された事実が社会の正当な関心ごと等であるかどうかという観点から判断され、著名人であるということだけで公表の正当化が認められるものではない。

(東京地裁平成12年2月29日判時1715号76頁)

著名人の行動についても、安易な投稿は、当該著名人のプライバシー権の侵害と評価されるおそれ。

19

## プライバシー権の侵害

### 民法第709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

### 民法第710条

他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

20

## 労働契約関係の問題

労働関係においては、就業先との間の労働契約、就業規則やサービス規程に拘束される。



21

## 労働契約関係の問題

顧客の個人情報・プライバシー情報を漏えい



就業先の信用を害する行為として、**就業規則やサービス規程に違反する**行為と解される可能性がある



1. 懲戒処分(懲戒解雇等)
2. 会社の信用を害したことを理由とする損害賠償請求

22

## その他

いわゆる「炎上」事件

インターネット上の権利侵害行為を行った場合、「加害者」も「被害者」になる可能性も。

インターネット投稿の非閉鎖性

身内だけへの投稿のつもりが…

インターネット投稿の匿名性？

匿名でSNSをやっていたら安心か？

23

## 権利侵害の発生場面の具体例

(事例2)

Bさんは、学校が休みになれば良いと考え、インターネット上の掲示板サービスに匿名で、「明日、〇〇市内の中学校を爆破する」との内容の投稿を行った。

24

## 権利侵害の発生場面の具体例

### (事例3)

Cさんは、ある日、食事をした飲食店なにわ堂における店員Pさんの態度が悪かったことに腹を立て、インターネット上の掲示板サービスに匿名で、「なにわ堂は賞味期限の切れた食材を使用している」と内容虚偽の投稿を行った。

25

## 何が問題なのか

### (事例2)

Bさんは、学校が休みになれば良いと考え、インターネット上の掲示板サービスに匿名で、「明日、〇〇市内の中学校を爆破する」との内容の投稿を行った。

### (事例3)

Cさんは、ある日、食事をした飲食店なにわ堂における店員Pさんの態度が悪かったことに腹を立て、インターネット上の掲示板サービスに匿名で、「なにわ堂は賞味期限の切れた食材を使用している」と内容虚偽の投稿を行った。

業務妨害

26

## 何が問題なのか

昨今、このような投稿が増加傾向。

掲示板への投稿が匿名であるから、投稿者がわからないと考えているケース

インターネットへの投稿による影響について、軽く考えているケース

27

## インターネットの匿名性？

インターネットサービスへの投稿の例

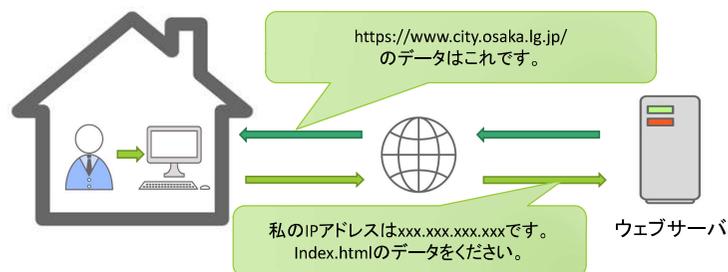
- ① 本名での投稿
- ② HN（ハンドルネーム）での投稿
- ③ 他人名を騙って行った投稿
- ④ 「名無し」で行った投稿

②、③、④の場合、他のユーザーからは、一見すると、誰が投稿しているのか全くわからないようにも思える。

28

## インターネットにおける通信

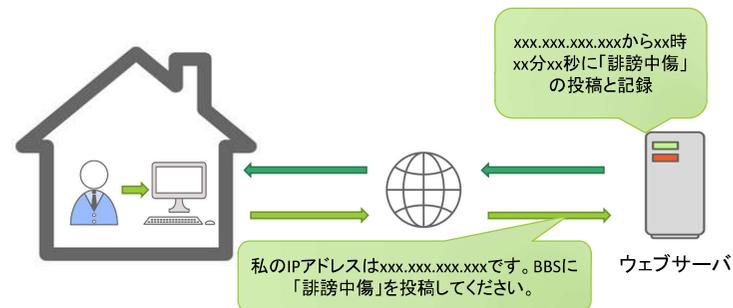
たとえば、大阪市のウェブページを閲覧する場合、どのような通信過程となるか。



29

## 掲示板への投稿の場合の通信

たとえば、インターネット上の掲示板に「誹謗中傷」を投稿する場合、どのような過程となるか。



30

## 掲示板の管理者にはわかっている

掲示板の管理画面のログを見ると..

(例) xxx.xxx.xxx.xxx -[10/Jan/2015:06:05:33 +0900]  
"POST /script/bbs.php HTTP/1.1" 200 2022  
<http://www.keijiban.html> "Mozilla/4.0 (compatible; MSIE 6.0; Windows NT 5.1; SV1)"

xxx.xxx.xxx.xxxというIPアドレスから、2015年1月10日の6時05分33秒に、bbs.phpに2022バイトの投稿がなされ正常に完了したことがわかる。同投稿をした人が使っていたブラウザがInternet Explorer 6.0であることがわかる。

31

## インターネットサービスプロバイダ

インターネットサービスプロバイダ (ISP) とは、インターネット接続サービスを提供している事業者である。

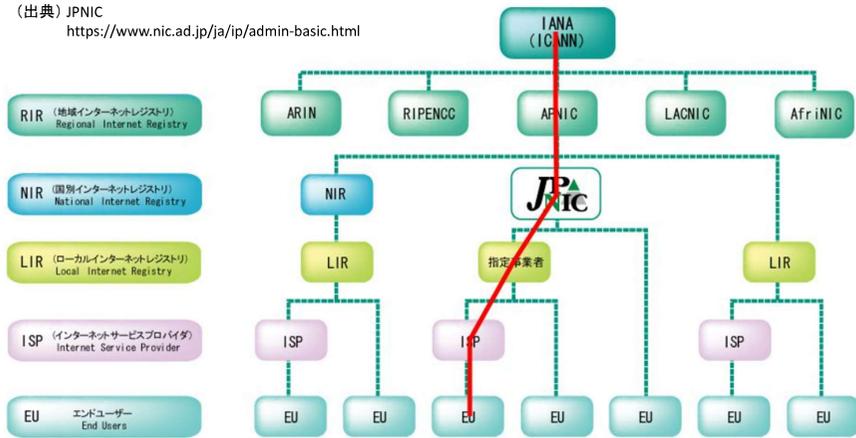
(例) NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル  
NTTコミュニケーションズ、オプテージ、ニフティ、ビッグロブ、など

個々のユーザーは、加入するインターネットサービスプロバイダからIPアドレスを割り振られ、インターネットへの接続が可能となる。

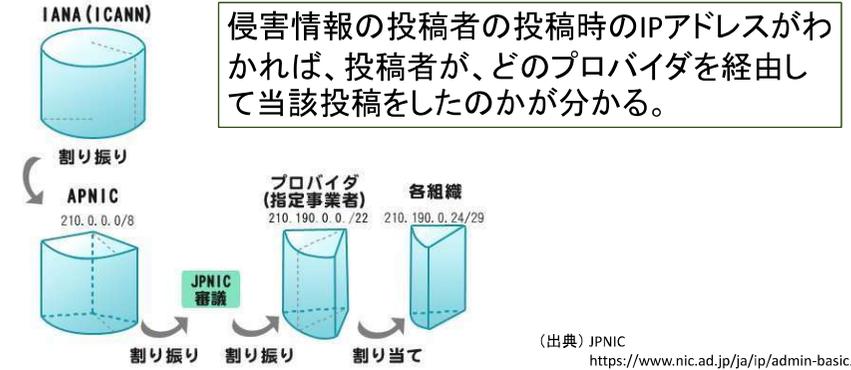
32

# IPアドレスの割り振り

(出典) JPNIC  
<https://www.nic.ad.jp/ja/ip/admin-basic.html>



# IPアドレスの割り振り



(出典) JPNIC  
<https://www.nic.ad.jp/ja/ip/admin-basic.html>

# ISPは…

保有ログから、特定の時間に、特定のIPアドレスを用いて当該掲示板へ投稿を行う通信をした契約者を特定可能。

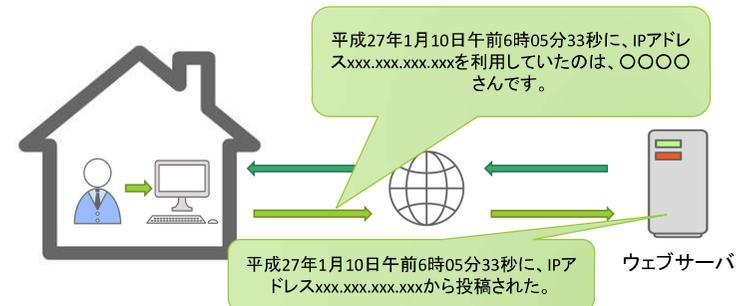
(例) 2015年1月10日の6時05分33秒にIPアドレスxxx.xxx.xxx.xxxを割り当てていた契約者は〇〇〇〇さんである。

契約者の住所、氏名、電話番号などの契約者情報を所持している。

(例) 〇〇〇〇さんの住所は、大阪市××である。

# 侵害情報の発信者の特定

そのため、① 掲示板等の運営者への照会、② ISPへの照会を経て、侵害情報の発信者を特定することが可能である。



## 発信者情報開示請求

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（旧・プロバイダ責任制限法）は、情報の流通によって権利侵害を受けた者が、発信者に対して損害賠償請求等を行うなど正当な理由がある場合に、発信者情報の開示請求権を規律。

従前は、掲示板運営者等（コンテンツプロバイダ）へのIPアドレスやタイムスタンプ情報の開示請求、インターネットサービスプロバイダへの住所・氏名等の契約者情報の開示請求と2回の裁判手続きを行う必要があったが、令和4年10月施行の法改正により、発信者情報開示命令を求める非訟事件手続きが設けられた。

コンテンツプロバイダが、発信者の電話番号情報を保有している場合も増加し、これにより特定が容易になる場合も。

37

## 業務妨害罪

### 刑法第233条

虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、**三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。**

### 刑法第234条

威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

捜査機関（警察、検察）は、捜査事項照会の方法でプロバイダ等に、発信者の特定に関する事項を照会して特定が可能。

38

## 権利侵害の発生場面の具体例

### （事例4）

Dくんは、同級生のQくんが、自分よりも学校の成績が良いことに嫉妬し、匿名で、Qくんを中傷する内容を、学校裏掲示板に投稿した。

39

## 権利侵害の発生場面の具体例

### （事例5）

Eさんは、近所に住むRさんが、傷害の前科があるという噂話を信じ込み、特に真偽を確かめないまま、その噂をあたかも事実であるかのようにSNSに投稿した。

40

## 権利侵害の発生場面の具体例

### (事例6)

Fさんは、視聴していたバラエティ番組に出演していたタレントの言動を不快に思い、SNSを利用して、当該タレントのSNSアカウントに対して、「死んでしまえ」等の暴言を投稿した。

41

## 何が問題なのか

### (事例4)

Dくんは、同級生のQくんが、自分よりも学校の成績が良いことに嫉妬し、匿名で、Qくんを中傷する内容を、学校裏掲示板に投稿した。

### (事例5)

Eさんは、近所に住むRさんが、傷害の前科があるという噂を信じ込み、特に真偽を確かめないまま、その噂をあたかも事実であるかのようにSNSに投稿した。

名誉権の侵害（名誉毀損）

42

## 何が問題なのか

### (事例6)

Fさんは、視聴していたバラエティ番組に出演していたタレントの言動を不快に思い、SNSを利用して、当該タレントのSNSアカウントに対して、「死んでしまえ」等の暴言を投稿した。

名誉感情の侵害（侮辱）

43

## 名誉権侵害（名誉毀損）

事実の摘示により、他人の社会的評価を下落させる行為。

刑事上は、**刑事罰（名誉毀損罪）**の対象  
事実の摘示を伴わない侮辱も、侮辱罪として刑事罰の対象となり得る

民事上は、**差止請求、損害賠償請求**の対象となり得る。

44

## 名誉毀損罪・侮辱罪

### 刑法第230条

- 1 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、**その事実の有無にかかわらず、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金**に処する。
- 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

### 刑法第231条

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、**一年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料**に処する。

令和4年7月7日改正法施行前は、拘留・科料のみでした。

45

## 名誉毀損罪と公共の利害に関する事実

### 刑法第230条の2

- 1 前条第一項の行為が**公共の利害に関する事実に係り**、かつ、**その目的が専ら公益を図ることにあつたと認める場合**には、事実の真否を判断し、**真実であることの証明があつたときは**、これを罰しない。
- 2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。
- 3 (略)

46

## 損害賠償等

### 民法709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

### 民法710条

他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、**財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。**

### 民法723条

他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、**損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。**

47

## 権利侵害の発生場面の具体例

### (事例7)

Gさんは、大学に通学するために電車に乗車していたところ、たまたま乗り合わせていた男性Zが、カツラを着用していることに気づき、男性Zをスマートフォンで撮影した上で「100億%のヅラ発見@京都線」とのコメントとともにSNSに写真を掲載した。

48

## 何が問題なのか

(事例7)

Gさんは、大学に通学するために電車に乗車していたところ、たまたま乗り合わせていた男性Zが、カツラを着用していることに気づき、男性Zをスマートフォンで撮影した上で「100億%のヅラ発見@京都線」とのコメントとともにSNSに写真を掲載した。

肖像権の侵害

49

## 肖像権

人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有する。もっとも、人の容ぼう等の撮影が正当な取材行為等として許されるべき場合もあるのであって、ある者の容ぼう等をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。

(最高裁第一小法廷平成17年11月10日判決・民集第59巻9号2428頁)

50

## 権利侵害の発生場面の具体例

(事例8)

Hさんは、SNSにより日本国内の居住する特定の国籍を有する外国人について誹謗する表現とともに、「日本から追い出すべき」等とする投稿を行った。

51

## 権利侵害の発生場面の具体例

(事例9)

Iさんは、SNSを用いて、ある特定の地域が、いわゆる同和地区である旨を摘示する投稿を行った。

52

## 何が問題なのか

(事例8)

Hさんは、SNSにより日本国内の居住する特定の国籍を有する外国人について誹謗する表現とともに、「日本から追い出すべき」等とする投稿を行った。

(事例9)

Iさんは、SNSを用いて、ある特定の地域が、いわゆる同和地区である旨を摘示する投稿を行った。

ヘイトスピーチ・差別の助長

53

## ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由として、同人らに対する差別的意識を助長し、日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとしたり、著しく侮辱するなどの一方的な内容の言動

特定の民族であること、特定の国の出身者であること、を理由とするそのような言動は、差別的言動として対象となる者に対する、その人格やアイデンティティに対する攻撃でしかなく、重大な人権侵害にあたるもの。

- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）
- ・大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例
- ・その他 各自治体による条例

54

## 同和地域等の適示

日本における歴史的な過程で形成された身分差別を基礎として、特定の地域や、その出身者に対する差別的な言動が行われてきた。

特定の地域の居住者であることや、特定の出身者であることを理由とする差別的言動には何らの根拠もなく、重大な人権侵害である。

特定の地域が同和地域であること等を摘示する行為も、差別意識を煽るものとして許容されない。

法務省・人権擁護機関における救済・予防手続

55

## 権利侵害の発生場面の具体例

(事例10)

Kさんは、大学のサークルで彼氏ができたが、自分のスマートフォンで撮影した顔写真や、下着写真、裸体の写真などを、彼氏が強く求めてきたためにLINEで送ってしまった。

56

## 自ら提供した情報の拡散の問題

### 「セクスティング」

携帯電話、スマートフォンなどを利用して、性的なメッセージや、写真、動画などを送り合う行為のことであるが、デジタルネイティブとされる若年層で、抵抗感が乏しく行われているという指摘もある。

### ・提供後の望まない拡散

- ・ 一度、拡散した場合、削除は非常に困難。
- ・ 被提供者の故意によるか過失によるかを問わず起こり得る。

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

57

## インターネットによる情報発信の特徴

### 発信容易性

インターネットに接続された電子機器があれば、誰でも、容易に情報の発信が可能である。

### 拡散容易性

インターネット上に発信された情報は、複製、転載が容易であり、同情報に関心を持つ者が多ければ多いほど、瞬く間に同情報は拡散する。

### 削除の困難性

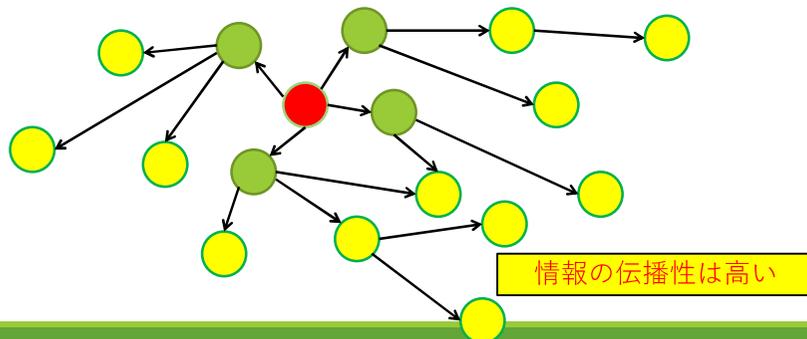
一度、インターネット上の流通に乗った情報は、発信者や被害者が、その情報の削除をしようとしても、それは容易ではない。

**匿名性？** 本当の意味での匿名性はない。

58

## インターネット投稿の非閉鎖性

インターネットへの投稿は、全世界への情報発信行為  
たとえ、「カギ付きアカウント」で「身内にだけ」のつもりでも…



59

## インターネット投稿の匿名性？

インターネットへの投稿は、匿名ではない。

仮に匿名でSNSに投稿したものであっても、捜査機関による捜査情報照会や、情報流通権利侵害対処法（旧・プロバイダ責任制限法）に基づく発信者情報開示手続により、発信者の特定がされる場合がある。

さらに、SNSに投稿した他の自身に関する痕跡から、上記手続によることなく投稿者が特定される場合も…。

60

## 過去のいわゆる「炎上」事例

問題の投稿をした女子大生のツイッターに記載されたプロフィールや過去の書き込み内容から、勤務先が特定され、ホテル従業員による、情報漏えい行為として批判の対象に。

電子掲示板「2ちゃんねる」に同投稿を問題視するスレッドが立てられる。

Twitterのアカウント名等から、mixi、facebookのアカウントが推測され、最終的に、実名とプライベート写真が流出。在籍する大学や過去に通っていた高校、予備校なども特定された。

61

## 過去のいわゆる「炎上」事例

投稿者は、Twitterには本名等は記載していなかったものの、同じIDを使用してブログなどを開設していたことから、本名など個人情報が特定され、集中的に非難された。

同店舗の運営会社も謝罪文を公表し、当該投稿をした従業員に対する懲戒処分も示唆。

62

## その他SNSをめぐる「炎上」事例

回転寿司チェーン店において、備えられている醤油の注ぎ口に直接口を付けて飲んでいる様子を、自ら撮影してSNSに投稿したもの

アルバイト先の冷蔵庫の商品の上に寝そべっている様子を撮影してSNSに投稿したもの

同級生に対して暴力的な行動を行っている様子を動画撮影し、それを投稿したもの

63

## 「炎上」に至らなくても

個人を特定される情報を投稿することは、注意が必要。

「うちの近所に〇〇がオープンした」  
「うちのマンション7階なんだけど」  
「うちの1階セブンがあってマジ便利」

スマホのカメラで撮影された写真の位置情報

写真に映り込んだ建物、制服、体操服等

64

## 権利侵害の発生場面の具体例

### (事例11)

Lくんは、自分にまったく心当たりのない自分が反社会的な行動をとっているかのような画像・動画がSNSで拡散されていることを知った。

65

## 今後、増えると予想されるもの

現在も第三者に「なりすまし」で、社会的に不相当と思われる文書が投稿される事例が存在。

生成AI技術の進展により、画像や動画が加工が容易になったことから、特定個人が社会的に不相当な行為を、あたかも行っているかのような画像や動画（ディープフェイク）が投稿される危険性が増加。



「正義感」ある人が、それを拡散。

66

## リツイート事件（令和2年）

著作権、著作者人格権侵害に関する事案で、カメラマンが自らの著作権・著作者人格権を侵害する「リツイート」を行った者も、権利侵害の主体であるとして発信者情報開示を請求。



最高裁判所は、侵害された投稿を「リツイート」した者の発信者情報の開示請求を認める判断

67

## 権利侵害の発生場面の具体例

### (事例12)

Mくんは、高校のクラスで、自分以外のクラスメイトだけで作成されているLINEグループが存在することを知った。

68

## インターネットを通じて行われる「いじめ」

インターネットに接続されたスマートフォンの普及や、LINEなどのメッセージアプリの利活用の増加、SNSの利用の一般化などからインターネットを用いた「いじめ」事件が増加している。

閉鎖されたグループチャット等での誹謗中傷などは、被害者や周囲の大人からも発見しにくく悪質化しやすいという問題も。

69

## いじめ防止対策推進法

### 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

70

## いじめ防止対策推進法

### 第19条

- 1 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。
- 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三十七号）第二条第六号に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

71

## 情報社会に生きるということ。

オーストラリアでは16歳未満のSNS利用禁止に。

フランス国会の下院は15歳未満のソーシャルメディアへのアクセスを禁止する法案を可決（2026/1/28）

→ 今後、上院（元老院）で可決されれば法律が成立する見通し

果たして、禁止することで解決することなのか？  
これから、日本でも議論されることがあるかもしれない？

72

## 情報社会に生きるということ。

インターネットは、社会生活を送るうえで**便利な道具**である。

SNSやメッセージツールを用いることで、友人関係を形成し、相互のコミュニケーションを円滑化することができる。

SNSを通じて、自らの意見や、創作した作品、表現を発信することで、自己実現、成長をすることができる。

自らの興味、関心ある情報や文化作品を瞬時に入手し、閲覧、閲読することができる。

電子メールやウェブ会議システムを利用することで、場所を問わず仕事をすることができる。

インターネットやコンピュータを利用することで、障害やハンディキャップを抱えていても、他者とのコミュニケーションや表現を行うことができる。

73

## 情報社会に生きる上で注意が必要なこと

インターネットは、リアル（現実）である。

適切な情報を自ら適切に選ぶ必要がある。

自分の情報を容易に公表しない。

トラブルを抱えたときは、悩まずに相談を。

74

## 主な相談先

大阪弁護士  
法律相談センター



大阪弁護士会  
Osaka Bar Association  
since 1880

<https://soudan.osakaben.or.jp/>

日本司法支援セン  
ター（法テラス）



日本司法支援センター  
<https://www.houterasu.or.jp/site/chih-oujimusho-osaka/>

大阪府インターネット誹謗  
中傷・トラブル相談窓口  
（ネットハーモニー）



大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口  
<https://net-harmony.pref.osaka.lg.jp/>

75

## 情報社会のもうひとつの人権問題

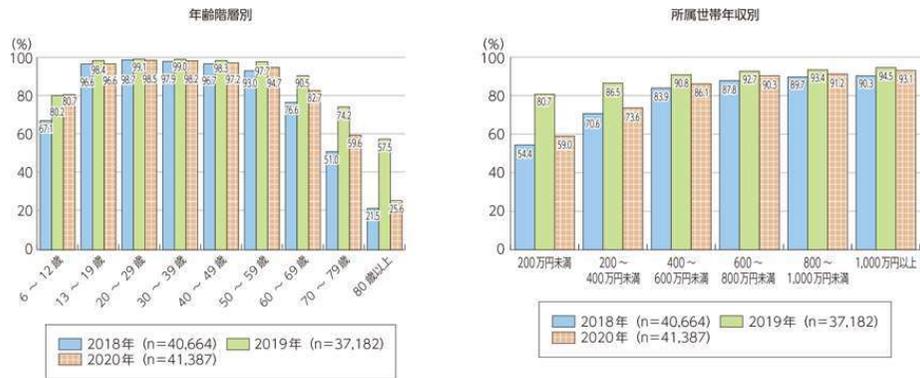
「デジタル・ディバイド」

情報通信技術、特にインターネットの恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる経済格差、「情報格差」のこと。

自宅にインターネット環境がない方、デジタル機器を所有していない方に対してどのようなフォローができるかについても、社会における課題となっている。

76

# インターネット普及率



(出典) 総務省 令和3年版 情報通信白書  
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r03/html/nd242120.html>